

# コラム 労働に関する学習について



児童生徒に、社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を身に付けさせるためには、社会科の学習において、労働に関する基礎的・基本的な知識を発達の段階に応じて指導することが大切です。

## ○ 学習指導要領の記述

### ◆ 中学校学習指導要領 第2章 第2節 社会〔公民的分野〕2 内容

#### (2) 私たちと経済 ア市場の働きと経済

「(略) その際、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の精神と関連付けて考えさせる。」

### ◆ 高等学校学習指導要領 第2章 第3節 公民 第1 現代社会 2 内容

#### (2) 現代社会と人間としての在り方生き方 エ 現代の経済社会と経済活動の在り方

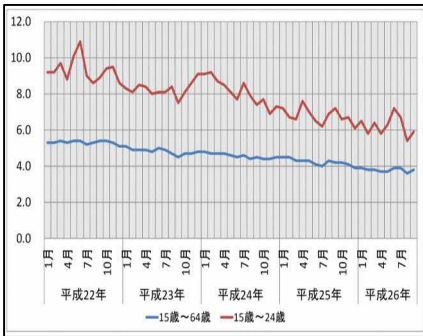
「(略) また、雇用、労働問題、社会保障について理解させるとともに、個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる。」

### ◆ 高等学校学習指導要領 第2章 第3節 公民 第3 政治・経済 2 内容

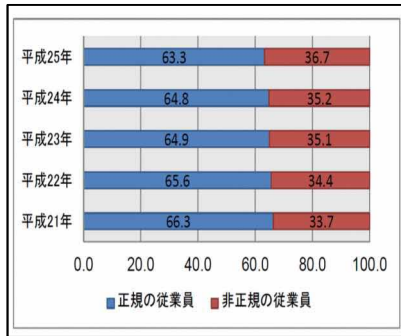
#### (3) 現代社会の諸課題 ア 現代日本の政治や経済の諸課題

「(略) 少子高齢化と社会保障、地域社会の変貌と住民生活、雇用と労働を巡る問題、産業構造の変化と中小企業、農業と食料問題などについて、政治と経済を関連させて探究させる。」

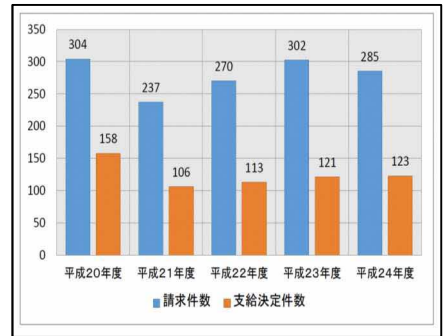
## ○ 働く人たちの実態 (グラフ①、②は総務省統計局資料から、③は厚生労働省資料から作成)



グラフ① 失業率の推移



グラフ② 雇用形態別労働者の割合の推移



グラフ③ 過労死認定を求めている人の数と認定された人の数の推移

## ○ 働く人たちの権利とは…

### □ 労働三法

- 労働基準法～憲法第27条に基づいて、労働条件の最低基準（週休日や労働時間等）を定めた法律
- 労働組合法～憲法第28条で保障されている団結権、団体交渉権、団体行動権の労働三権を具体的に保障した法律
- 労働関係調整法～労働者と使用者の対立を調整し、両者の関係を正常にするための法律

### 過労死等防止対策推進法について（平成26年11月1日施行）

昨年11月に国が過労死等の防止のための対策を進めていくことを定めた「過労死等防止対策推進法」が施行されました。特に11月は、過労死等防止啓発月間となっています。

目的： 近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が本人はもとより、その遺族または家族のみならず社会にとっても大きな損失であることを鑑み、過労死に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

対策：①調査研究、②啓発、③相談体制の整備等、④民間団体の活動に対する支援